様式第十八（第二十二条関係）

裁　決　申　請　書

年　　月　　日

収用委員会　御中

裁決申請者　住所

氏名

下水道法第 32 条第 8 項（第 38 条第 5 項）の規定による損失の補償について、同法第 32 条第 9 項（第 38 条第 6 項において準用する第 32 条第 9 項）の規定による協議が成立しないから、次のように裁決を申請します。

1　相手方である公共下水道管理者（流域下水道管理者、都市下水路管理者）

2　損失の事実

3　損失の補償の見積及びその内訳

4　協議の経過

備考

1　裁決申請者が２人以上の場合は連名で申請することができる。

2　裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3　「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

4　「損失の補償の見積及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。

5　「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。